



月刊税理士事務所チャンネル

# CHANNEL

2016  
**9**  
No.421

ミロク会計人会連合会

**金子 秀夫新会長 就任のご挨拶**

**平川 忠雄先生 退任のご挨拶**…………… 2

シリーズ企画

**相続税にまつわる受任業務のポイント**…………… 13

「第41回 全国統一研修会 四国大会 in 松山」  
開催のご案内…………… 4

ミロク会計人会連合会 & 単体会  
定期総会報告…………… 6

ご当地自慢  
長野県上田市・長野市松代町…………… 7


事務所訪問  
税理士法人CS-One…………… 10

ミロクシステムQ&A  
『ACELINK NX-Pro 会計大将』…………… 17

リレーエッセイ  
関東信越ミロク会計人会 小林 寛…………… 19

今月の表紙: いづら五浦六角堂  
提供: 国立大学法人茨城大学 場所: 茨城県北茨城市

日本の未来—  
企業を支える

 ミロク会計人会

## 新会長のご挨拶

このたび、ミロク会計人会連合会会長にご推挙いただきました金子 秀夫でございます。前任の平川 忠雄先生に学びつつ、連合会の発展に努力してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私の事務所はMJSシステムを25年ほど前から利用しておりますが、自身は連合会活動に参加できずに過ごしてまいりました。たまたま数年前、友人に誘われて全国統一研修会に出席し、素晴らしい活動をなさっておられることを知って、以来できる限り参加することと致しました。

その中で、連合会の元会長が当時の九州北部税理士会の永松 繁雄会長であったことを知り、永松会長とは日本税理士会連合会副会長としてご一緒していた時期があり、親近感を覚えました。そんな関係もあって、今回連合会会長をお引き受けした次第です。

さて、職業会計人をめぐる環境は、これまでになく厳しさを増しております。社会経済のグローバル化の進展により、急速な変化がわれわれの周辺にも波及してまいりました。

ごく最近の例では、イギリスのEUからの離脱が国民投票により示された瞬間、世界経済に大きなショックを与え、これがわれわれの関与先企業の経営にも将来的な不安を与えております。もう少し長いスパンで考えますと、TPP交渉の中にあるサービス貿易の自由化で業界全体が今後どう揺れ動くのか、予測さえつきかねます。

このようなとき、私たちは自らのよって立つ基盤を見つめ直し、足場をしっかりと固めていくことが肝要と存じます。

すなわち、われわれの右足は中企業に置かれ、左足は小企業に立脚しております。この中・小企業が日本の経済を支えし、民間雇用の70%以上を確保しているという事実です。この基盤である中小企業の経営者に寄り添い、協力し、外圧にも負けずに経営を発展させるよきパートナーとして、私たちが活躍することこそ、時宜を得た社会的使命であると思っております。

## ミロク会計人会連合会 新会長 金子 秀夫

幸いにしてわれわれは、MJSシステムという強力なツールを持っています。いまやこのシステムは、税務・会計にとどまらず、個人情報管理や将来予測計算、マネジメントサポートなど、多面的な武器となつていきます。

ミロク会計人会連合会は、MJSシステムというこのマルチ

な武器を駆使する先達たちの集合体です。11の地域組織の力を結集し、5つの専門委員会の技量を發揮して、全国の会員のニーズを汲み上げ、厳しい環境に対処できる事務所づくりに大きく貢献するものであると確信いたします。

特に本年度からは理事会が新設され、連合会活動に全国の会員の意向が一層反映され、円滑な運営が促進されることとなります。

また業務面では、「特定個人情報」が実務に適用される元年でもあり、システム開発委員会や研修委員会などを中心に、ミロク情報サービスの優位性を世に知らしめる好機でもありましょう。

まずその手始めとして、来る11月17日に開催される、第41回全国統一研修会 四国大会 in 松山が大成となるよう、皆様と共に頑張つてまいります。

そして、これからも株式会社ミロク情報サービスとの強固な連携をすすめることを第一としつつ、各地のミロク会計人会の特色を生かしながら、会員事務所の経営基盤の強化が実現できるよう、連合会が連帯の要としての役割を果たしてまいりたいと存じます。

末尾となりますが、会員皆様の事業のご発展ならびにご健勝、加えて株式会社ミロク情報サービスのご清栄を心より祈念申し上げます。



## 退任のご挨拶

ミロク会計人会連合会

前会長 平川 忠雄

本年度税制改正の動向は、2年半年後の消費税率改定時を目指した多岐多様な内容になっています。会員の先生方におかれましては日々の税制対応と納税者関与先のご繁栄などへのご指導などご多用な日々を送られていらっしゃることを存じます。

このたびのミロク会計人会連合会の会合におきまして、会長を退任いたしましたことになりました。思い起こせば、平成20年7月、連合会会長に就任いたし8年間にわたり会員の先生方のご協力により会務を全うできました。心より感謝いたします。

とりわけミロク会計人会の各単位会長の先生方、また5委員会の委員長および委員の先生方へ深く感謝いたします。そして事務局担当のミロク情報サービス社員のメンバーの方々、人的・物的なご協力を長く記憶する所存です。

7月初旬、「平成28年度税制改正セミナー講師」を名古屋税理士会館にて務めさせていただきました



た。その帰途に名古屋駅よりJRに乗りまして、新業務への努力を誓うため、伊勢皇大神宮にご参拝させていただき、新緑の森林と五十鈴川の清流が日本の原点を思い起こさせてくれます。近隣の商店街には参拝を済ませた各地の方々が競って食べ物や食土産物を購入するなど、聖地における経済活性化が印象的でした。

ミロク会計人会の会務の一助に参加していた立場において、本体の「株式会社ミロク情報サービス」が現在の株価のようにさらなる発展を遂げることを祈念し、併せて協力組織である「ミロク会計人会」の充実を祈念いたしまして、感謝の御礼を申し上げます。

有難うございます。

## ミロク会計人会 入会のご案内

ミロク会計人会は、ミロク情報サービス（以下、MJS）のシステムをご利用の税理士・公認会計士の先生方で組織された職業会計人の任意団体です。ミロク会計人会連合会には全国11の単位会と5つの委員会が組織されており、職業会計人の社会的地位の向上とその顧問先企業の発展に貢献することを活動方針としています。

本会に入会されると、以下の特典があります。

- (1) MJS税経システム研究所・客員研究員などの講師による認定研修会などの無償もしくは会員特別料金での受講サービス
  - (2) MJSシステムや税法などに関する実務的な研修サービス
  - (3) ミロク会計会のシステム開発委員会を通して、MJSへシステム要望や提言などを提示できる
  - (4) ミロク会計会紹介手数料制度を通し、MJSとともに顧問先の経営支援ができる
  - (5) ミロク会計人会ホームページ「会員の部屋」にアクセスし、事務所経営などに役立つ情報満載の委員会の成果物ダウンロード
  - (6) 「MJSのミリオク！ホームページ作成サービス」を利用し、さらに本会とMJSのパナーを自所のホームページに貼っていただくことMimart(MJSのサプライ商品購入サイト)でご利用いただけるMimartポイントを毎月2000円分もらえる\*
  - (7) 業務提携先であるエヌエヌ(旧アイエヌジー)生命保険株式会社よりMJS会計ソフトの財務データと連動して、簡単に顧問先様のリスク分析ができる「リスク分析ソフト」をご希望者に無償で提供してもらえます
  - (8) 同じMJSのシステムを使う会計事務所同士の情報交換・人的ネットワークを構築、拡大できる
- 入会をご希望の方、または本会についてもっと詳しくお知りになりたい方は、本会のホームページ(<https://www.mirokukai.ne.jp/>)をご覧になるか、MJS各支社・営業所にご連絡ください。

※本特典の対象サービスは、「ミリオク！ホームページ作成サービスStandard」と「ミリオク！ホームページ作成サービスPremium」です。「ミリオク！ホームページ作成サービスLite」は対象外です。また、パナーとはマークを押すだけでサイトにリンクする看板広告です

お接待の心を「カ」にかえて！〜世界へ〜

# 第41回全国統一研修会

# 四国大会

# in松山

■日程 平成28年11月17日(木)

■会場 松山全日空ホテル

〒790-08520 愛媛県松山市番町3-2-1  
TEL:089-933-5511



- 受付／午後0時30分〜午後1時45分
- 式典・基調講演／午後1時45分〜午後4時00分
- 第1・2・3分科会／午後4時30分〜午後6時00分
- 懇親パーティー／午後6時30分〜午後8時30分
- 郷土物産展／午後0時30分〜午後7時00分

主催：三ロク会計人会連合会  
 担当：四国三ロク会計人会  
 協賛：株式会社三ロク情報サービス

四国八十八箇所お遍路さんのお接待の心発祥の地で、  
地域活性化のキーとなる発想力豊かな知見者が集結！

日本で初となる「マイナス金利」が導入され、行き過ぎた原油安が是正されるなどようやく安定の兆しが見え始めた世界経済。しかし、政策の効果が未知数であるという意見が根強いのも事実です。資本主義経済にきしみが見え始め世界が混沌としつつある今こそ、高い価値観と専門知識を持つ職業会計人は何をなすべきか、将来どのように世界が動くのかを見極める必要性が増大しています。一つの形を持たず変化し続ける世界情勢を正確に把握し、皆様に最新の情報や知識、技術を提供し開催してまいりました全国統一研修会。41回目の今回は、日本の会計事務所が必要とされる「高度な税務の専門性」および「会計で企業を強くする」ための知見やテクニック、テクノロジを中心として研修を行います。基調講演にはカリフォルニア大学サンタバーバラ校材料物性工学科教授であり、高輝度青色発光ダイオードの発明、開発でノーベル賞を受賞された中村修二氏をお招きし、「青色発光ダイオードの発明を振り返って」と題し興味深いお話を披露いただきます。私たちが会計人の企業をサポートする精神は、八十八箇所を巡礼するお遍路さんをお接待する心に通じると考えます。お接待発祥の地である四国から全国に向け、その心を原動力として三ロク会計人会の活性化と会員事務所および関係先企業の発展に寄与してまいります。全国統一研修会に、皆様の多数のご参加を心よりお待ちしております。

式典・基調講演

定員／800名  
参加費無料

## 「青色発光ダイオードの

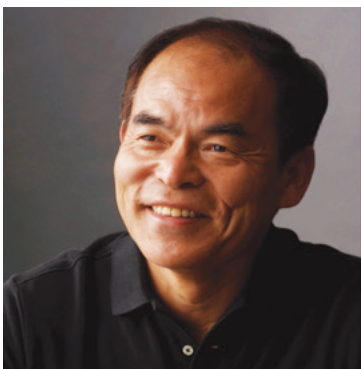
## 発明を振り返って」

時間…午後1時45分〜午後4時

会場…ダイヤモンドボールルーム(本館4階)

講師…カリフォルニア大学サンタバーバラ校

材料物性工学科教授 なかむら しゅうじ  
**中村修二氏**



●主な受賞歴

仁科記念賞(1996年)、英国フランク賞(1998年)、ベンジャミン・フランクリン・メダル工学賞(2002年)、フィンランド・ミレニアム技術賞(2006年)、アストウリアス皇太子賞(スペイン皇太子賞)(2008年)、ノーベル物理学賞(2014年)、チャールズスタークドレイパー賞(2015年)、全米発明家殿堂(2015年)、ロシアグロバールエネルギー賞(2015年)

●プロフィール  
 1954年、愛媛県生まれ。79年に徳島大学工学修士課程を修了後、日亜化学工業(株)に入社。92年、青色に光るインジウムガリウム窒素(InGaN)の結晶成長に世界で初めて成功し、その翌年にはInGaNを発光層とするダブルヘテロ構造高効率青色LED(青色発光ダイオード)を世界で初めて開発、製品化した。その後、95年に世界で初めて、青色半導体レーザーのパルス発振に成功し、世界で初めて同レーザーの製品化を果たす。製品化されたLEDは、小型、長寿命、高効率、環境に優しいなどの特長があり、現在、屋外大型ディスプレイ、各種ディスプレイのバックライト、車載用照明、屋内照明などに広く利用されており、青色半導体レーザーは、高密度記録が可能でブルーレイディスクなどに利用されている。99年に日亜化学工業を退社し、2000年からカリフォルニア大学材料物性工学科教授に就任。14年にはノーベル物理学賞を受賞。

## 第1分科会

定員 / 300名 参加費無料



「変わるか？ 会計事務所と取り組むべき課題と未来は明るい!!」

時間：午後4時30分～午後6時00分

会場：エメラルドルーム(南館4階) 企画・運営 / ミロク会計人会連合会・研修委員会

講師：株式会社実務経営サービス代表取締役 中井誠氏

プロフィール

大手電機メーカーのシステム情報機器部門の統括部長を経て、1999年、会計事務所とその先の中小企業の永続と繁栄を支援することを目的として、(株)実務経営サービスを設立。全国の先進的な経営を目指す会計事務所を対象とし、さまざまな情報提供や「事務所経営カウンセリング」を開始し、17年間で3500を超える会計事務所を訪問している。また、創業と同時に職業会計人の成長と発展を目指す「実務経営研究会」を立ち上げ、現在、全国約1400の会計事務所が参加し、年間130回を超えるセミナー勉強会を開催している。さらに、全国の会計事務所所長インタビューや事務所経営に役立つ情報が満載の「月刊実務経営ユース」は99年4月に創刊以来、ひと月も欠かさず発行し続け、通算200号を超え、業界唯一の月刊情報誌として高い評価を得ている。

## 第2分科会

定員 / 260名 参加費無料



「感動のオンラインワン企業を目指して」

時間：午後4時30分～午後6時00分

会場：サファイアルーム(南館2階)

講師：徳武産業株式会社代表取締役会長 十河孝男氏

プロフィール

1947年、香川県木田郡三木町生まれ。84年、香川相互銀行(現香川銀行・縫製メーカーを経て徳武産業(株)へ入社し、代表取締役社長に就任。95年に「あゆみシューズ」を発売し、高齢者向けのケアシューズの製造販売をメインに成長を続ける。本年2月現在、販売累計1000万足を達成。2011年に藍綬褒章受章。12年には、四国でいちばん大切にしたい会社大賞「四国経済産業局長賞」、日本でいちばん大切にしたい会社大賞「審査委員会特別賞」を相次いで受賞。13年、グッドカンパニー大賞「特別賞」受賞。15年8月、代表取締役会長に就任。

## 第3分科会

定員 / 170名 参加費無料



「子規と漱石 in 松山と新しい文学の夜明け」

時間：午後4時30分～午後6時00分

会場：ルビールーム(本館4階)

講師：松山市立子規記念博物館館長 竹田美喜氏

プロフィール

1946年、愛媛県生まれ。72年に大阪市立大学大学院を修了し、75年から2006年まで私立済美高等学校・済美平成中等教育学校で教諭を務める。その間、85年から00年まで愛媛大学にて非常勤講師を兼職。また、05年4月から07年3月には松山市立子規記念博物館の副館長に任命され、07年4月より同館長となる。受賞歴：著書「2011年、『竹田美喜の万葉恋語り』(創風社出版)で愛媛出版文化賞受賞、「愛媛文学叢書5 愛媛文学手鏡」(共著、青葉図書)、「なじみ集」複製版解説(松山市立子規記念博物館)、「なじみ集」複製版(松山市立子規記念博物館)など。

### 第4回郷土物産展

日程 / 平成28年11月17日(木)

午後0時30分～午後7時

会場 / ダイヤモンドボールルーム横

特設会場(本館4階)

### 懇親ゴルフ大会

日程 / 平成28年11月18日(金)

会場 / 愛媛ゴルフ倶楽部

〒791-3341

愛媛県喜多郡内子町論田950

※定員20組80名

### 記念旅行

●3日間旅行コース

日程 / 平成28年11月18日(金)

～20日(日)

●1日旅行コース

日程 / 平成28年11月18日(金)

# 第41回ミロク会計人会連合会定期総会報告

ミロク会計人会連合会および各単位の定期総会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時 平成28年7月25日(月)  
会場 株式会社ミロク情報サービス「セミナールーム」

## 議題

- 第1号議案 新任副会長および理事承認の件
- 第2号議案 第40期事業報告承認の件
- 第3号議案 第40期収支決算承認の件
- 監査報告
- 第4号議案 第41期事業計画(案)承認の件
- 第5号議案 第41期収支予算(案)承認の件
- 第6号議案 役員改選(案)承認の件
- 第7号議案 顧問委嘱の件

## 報告事項

- (1) 第41回全国統一研修会 四国大会 in 松山 開催進捗報告
- (2) 各単位の状況報告
- (3) 各委員会の活動報告
- (4) MJSの現状報告
- (5) その他

連合会会則第二十二  
条三号により、次の  
方が連合会会長とし  
て選任されました。

連合会 新任会長  
金子 秀夫



連合会会則第七条二項より、次の方々が連合会  
副会長、監事として選任されました。

連合会 新任副会長  
四国会 新会長  
木村 幸博



連合会 新任監事  
林 伸三郎



## 単体会 定期総会報告

### 中国会

日時/平成28年7月21日(木)  
会場/ホテルグランヴィア岡山  
《記念講演会》  
演題/税務実践に生かす税法解釈の原理・原則  
～疑問・難解な解釈問題の検証～  
講師/MJS税経システム研究所顧問・税理士  
大淵 博義 氏

### 東京会

日時/平成28年7月1日(金)  
会場/ハイアットリージェンシー 東京  
《研修会》  
演題/相続財産と名義財産  
～名義預金・名義株の認定と調査～  
講師/MJS税経システム研究所客員研究員・税理士  
武田 秀和 氏

### 四国会

日時/平成28年7月15日(金)  
会場/JRホテルクレメント高松  
《記念講演会》  
演題/人生の終いかた  
講師/医療法人社団慈風会 院長  
三宅 敬二郎 氏

### 北陸会

日時/平成28年6月13日(月)  
会場/ホテル金沢  
《記念講演会》  
演題/モータースポーツから学んだ  
マネージメント能力  
講師/片山 右京 氏

### 北海道会

日時/平成28年7月8日(金)  
会場/旭川グランドホテル  
《記念講演会》  
演題/世界にきらめく 道北の拠点都市へ  
講師/旭川市長  
西川 将人 氏

### 九州会

日時/平成28年7月4日(月)  
会場/ホテルセントラザ博多  
《講演会》  
演題/ダイバーシティ・社会の多様化に向けて  
講師/RKB毎日放送 役員待遇 メディア事業局  
納富 昌子 氏

### 中部会

日時/平成28年6月6日(月)  
会場/名鉄ニューグランドホテル  
《記念講演会》  
演題/税制改正の動向と税理士業務の実務対応  
講師/税理士法人平川会計パートナーズ総括代表社員・MJS税経シ  
ステム研究所特別顧問・税理士  
平川 忠雄 氏

### 東北会

日時/平成28年7月11日(月)  
会場/江陽グランドホテル  
《研修会》  
演題/中小企業の事業承継対策  
～会計事務所における留意点～  
講師/MJS税経システム研究所顧問・弁護士  
石山 卓磨 氏

### 沖縄会

日時/平成28年6月21日(火)  
会場/ザ・ナハテラス  
《記念研修会》  
演題/MJSシステムを経営指標に活かそう!  
講師/公認会計士・MJS税経システム研究所専任研究員  
中島 努 氏

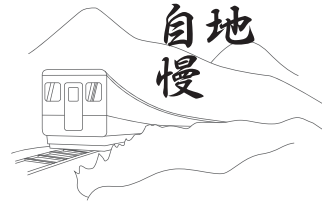
### 近畿会

日時/平成28年7月6日(水)  
会場/ホテルグランヴィア大阪  
《記念研修会》  
演題/相続財産と名義財産  
～名義預金・名義株の認定と調査～  
講師/MJS税経システム研究所客員研究員・税理士  
武田 秀和 氏

### 関東信越会

日時/平成28年7月7日(木)  
会場/ホテルブリランテ武蔵野  
《記念講演会》  
演題/プロ野球を通じて学んだこと  
講師/元プロ野球選手  
高木 豊 氏

ご当地  
自慢



# 長野県上田市・長野市松代町

好評放送中のNHK大河ドラマ「真田丸」。「日本一之兵」とうたわれた真田信繁（幸村）を中心に、戦国の乱世をたくましく漕ぎ渡る真田家の変転が軽妙に描かれています。今回はそんな波乱に満ちたドラマの重要な舞台である信州の地をご案内します。

## ご案内



小林 宏 先生  
小林宏税理士事務所



## 徳川軍を退けた上田城と 小松姫が眠る芳泉寺

まず真っ先に訪れたいのが上田城跡公園。1583年（天正11年）に築城された上田城は、真田昌幸の知略により2度にわたって徳川軍を撃退したことで有名です。いづれも寡兵をもって多勢を籠絡した歴史に残る見事な籠城戦で、2度もの実戦歴を持ち輝かしい戦果をあげた城は全国でも他に例がないそうです。

現在では上田城跡公園となっており（①）、南櫓・北櫓・東虎口櫓門（②）をはじめとして真田石・堀・土塁など、かつての城の雄姿を彷彿とさせる見所がたくさんあります。その中でもぜひ見ておきたいのが西櫓

（③）。1626〜28年（寛永3〜5年）にかけて仙石忠政によって建てられた、上田城の中でも江戸時代から現存している唯一の建物で、普段は内部を見ることができませんが、今年12月28日まで特別開放されています。また、信州上田真田丸大河ドラマ館や真田神社、上田市立博物館などの関連施設が集まっているほか、上田城千本桜まつり、上田真田まつり、上田城紅葉まつりといった四季折々のイベントも毎年開催されており、歴史ファンのみならず、幅広い観光客に人気の観光スポットとなっています。

上田城跡公園のほど近くにあり、芳泉寺も、真田家ゆかりの重要なスポットとして押さえておきたいところです（④）。ここには真田信之の正室・小松姫の墓があります。小松姫は本多忠勝の娘で、徳川家康の養女として1586年（天正14年）に信之に嫁ぎました。才色兼備との呼び声高く、家康が若い大名を列座させて婿を選ばせたと、家康を前にして恐れる大名が多い中、堂々と落ち着いた所作の信之を見て、小松姫自身が心を動かされ信之を選んだといわれます。1620年、病氣療養のため江戸真田藩邸から草津温泉に向かう途中で倒れて亡くなり、これを聞いた信之は「わが家の燈火が消えた」と悲しんだそうです。芳泉寺の山門には六文銭と三つ葉葵の紋が入っており、徳川家と真田家との関係を表しています。



③上田城唯一の現存遺構である西櫓  
④小松姫の墓がある芳泉寺



①公園内にある上田城本丸跡  
②上田城跡公園の東虎口櫓門



⑨生島足島神社の本殿内殿  
⑩歌舞伎舞台には多くの古文書の写しが展示されている



⑦真田氏館跡  
⑧初夏に咲き誇る真田氏館跡のツツジ



⑤刀屋外観  
⑥定番のざるそば

### 上田城跡公園散策の後に 寄りたい老舗そば屋「刀屋」

上田城跡公園をめぐり歩いて小腹がすいたら、ぜひ信州上田の名物であるそばをいただきましょう。おすすめは作家・池波正太郎氏も好んで通ったという老舗、庶民派そばの代表格として地元の人たちにも親しまれている「刀屋」(⑤)。この店のそばの特徴は弾力があって太め、噛みごたえがありおいしいですが、それ以上にインパクト抜群なのが、その驚くほどの盛り量の多さ。小・中・普通・大と選べる中で、小が一般的な並程度の量とを考えてもらって間違いありません。試しに定番のざるそば

(⑥)の中を頼んでいただければそのすごさが分かるかと思いません。そば好きの方はぜひとも大を頼んで、心ゆくまで長野のそばを満喫してみてください。

### 真田氏館跡と武田・真田ゆかりの生島足島神社

さて、もう少しディープに上田市の真田氏ゆかりのスポットを見て回りたいという方は、上

田市の北東に位置する真田氏館跡(⑦)にも行ってみましょう。ここは真田氏が上田城を築城する以前の居館跡。現在は「御屋敷公園」という形で整備され、ツツジの名所として知られています(⑧)。西側の居館跡、東側の歴史館という2部構成になっており、歴史館には真田三代の甲冑レプリカなどが展示されているほか、周辺の山城や街道などに関する資料も多数そろっています。

また、上田市南方にある生島足島神社(⑨)も真田家の歴史に関連の深いスポット。武田信玄をはじめ、真田昌幸や信之らの尊崇が篤かった神社です。主祭神は生島大神と足島大神の2柱。生島大神は万物を生み育て生命力を与える神、足島大神は国中を満ち足らしめる神といえます。本社は池に浮かぶ小島の上に鎮座する「池心の宮」で、敷地内には歌舞伎舞台もあります。間口九間(16・36m)、奥行七間(12・27m)で農村歌舞伎舞台としては全国でも最大規模だそうです。この歌舞伎舞台には、武田信玄にまつわるさま

ざまな書状や真田昌幸の願文・朱印状、部下の武将たちに忠誠を誓った起請文など、計94通の古文書の写しが展示されているので、ぜひ見ておきましょう(⑩)。

### 真田幸村公隠しの湯 ローカル線で別所温泉へ

上田市にきたからには、上田駅からローカル電車の別所線で別所温泉へも足を延ばしたいですね(⑪・⑫)。別所温泉は標高570mの高地にあり、信州最古といわれる温泉。日本武尊が7カ所に温泉を開き、「七苦離の温泉」と名付けたという伝説から「七久里の湯」とも呼ばれます。

池波正太郎氏の大河小説『真田太平記』には、この別所の湯がしばしば登場します。その中でも、現在も3つある共同浴場の一つ「石湯」は、若き日の真田幸村と妖艶な女忍者・お江との出会いの湯。劇中、幸村がお江と結ばれるのが、この温泉の白い湯気の中でした。ちなみに石湯の前に建つ「真田幸村公隠しの湯」の標石は、池波正太郎





⑮真田邸  
⑯初代松代藩主真田信之公の靈廟



⑬共同浴場「石湯」外觀  
⑭真田宝物館の様子



⑪どかな田園風景の中を走る別所線  
⑫別所温泉街の様子

氏本人の筆によるものだそうです(⑬)。  
関ヶ原合戦以後の  
真田家存続の拠点

ここまで真田家のホームタウンである上田市の史跡を紹介してきましたが、続いて関ヶ原合戦以後の真田家存続の拠点、長野市松代町の史跡も見てみましょう。関ヶ原合戦時、真田昌幸とその次男・幸村は西軍に、長男・信之が東軍にと分かれて付くことになり、西軍は敗戦。昌幸と幸村は現在の和歌山県の九度山に配流され、上田城は廃城となってしまいます。  
その後、大坂冬の陣・夏の陣では、幸村が豊臣方に付き大活躍したものの家康の首には届かず戦死。信之は父と弟の亡き後、上田城の修築を目指しましたが果たせず、家康の命で松代へ転封、父祖伝来の地を離れることに。以後、信之が真田家存続の礎を築き、約60年にわたって現役で家を守り続けたのがこの松代なのです。  
そんな松代真田家の足跡を辿るなら、ぜひ真田宝物館へ。長

野市が長野県松代高等学校の移転跡を活用し、1969年(昭和44年)に開館したもので、真田家から譲り受けた武具・刀剣・調度品・絵画・古文書などが多数収蔵されています(⑭)。特に古文書は数万点にも及ぶといわれ、現在も依然整理中とのこと。また現在、この真田宝物館では大河ドラマ『真田丸』関連の特別企画展を開催中です(12月12日まで)。

宝物館と同じ敷地内にある真田邸(⑮)も重要な史跡です。こは実は松代城跡のうち唯一現存する建物で、江戸時代末期における邸跡としての存在意義が大きいことから国の史跡に指定されています。1862年(文久2年)の江戸幕府改革の際に参勤交代制度が緩められ、江戸住まいを命じられていた9代藩主・真田幸教の義母・貞松院が松代に帰ることになり、その居宅として建てられたものです。後には隠居した幸教の住まいとなり、明治維新後は真田家の別邸に。江戸末期の御殿建築の様式をよく伝える貴重な建物で、座敷式庭園の四季の風情も見事です。

長国寺の信之公靈廟を前に  
真田家の歴史に思いを馳せる

最後に真田家の菩提寺として創建され、歴代松代藩主たちの墓所でもあった長国寺を紹介しましょう。ここには真田一族ゆかりの寺宝が数多く残っています。1872年(明治5年)の大火での焼失を免れた「初代松代藩主真田信之公の靈廟」(⑯)は、往時の真田家の繁栄を彷彿とさせる壮麗な造りで、国の重要文化財に指定されています。関ヶ原合戦と大坂の陣を経験した戦国武将の中で、最も長く生きた信之(享年93歳)。その霊が祀られた建物を前にすると、戦国乱世を生き抜き、近世大名として大きく成長を遂げた真田家の変遷の歴史が脳裏を駆け巡るようです。  
真田家のホームタウン上田から、真田家存続の地、松代へ——。真田家ゆかりの史跡めぐり、いかがでしたでしょうか。県内にはほかにもたくさんのお史跡があるので、ぜひ皆さんもじっくり真田家の足跡を辿ってみてください。



## 事務所 訪問

# 顧客満足を第一に掲げて法人化 組織化を進め事務所の価値をさらに高める

2006年に税理士法人化したCS-One。代表の栗原 靖治先生は独立当初から「税理士事務所の安定経営には組織化が不可欠」と思っていたそうです。昨年からは事務所内の体制を一新するとともに、新たな付加価値サービスの提案準備も始めています。栗原先生に昨今の取り組みについて伺いました。

——どのようなきっかけで税理士を目指されたのでしょうか。

栗原 靖治代表社員（以下、敬称略） 税理士を目指そうと思ったのは高校3年生の時です。実をいうと、本当はコーヒーマシンの専門店をやりたいかったです。ちょうどその頃、世に出始めたコーヒーマシンの店でアルバイトをしていたので、いつかは自分の店を持ちたいと思っていました。それで経営の勉強をしたいと考え、税理士という職業を知ることになったのです。私に通って

アルバイト時代に税理士に興味  
高校卒業後、簿記の専門学校へ

いた高校はいわゆる進学校でしたので、周りは4年制の大学を目指す生徒が大半でしたが、私はその4年間という期間を非常に長くと感じ、卒業後は簿記の専門学校に通い始めました。

——資格取得から独立までの経緯を教えてください。

栗原 専門学校を卒業後、資格を取得し独立するまで都内で2つの税理士事務所に勤務していました。最初に入った事務所はとにかく忙しかったんです。職員も実質私だけという小規模なところで、休みが取れたのは最初の月の土、日曜だけ、あとは朝の9時から終電まで仕事という

## 税理士法人 CS-One

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-6-5  
浦和大栄ビル2F  
TEL 048-815-5550  
FAX 048-815-5551  
設立 1995年(法人化2006年)  
職員数 24名  
導入システム/ACELINK NX-Pro





事務所のエントランスには経営革新等支援機関の認定証を掲示



応接室にはドリンクメニュー表を用意する配慮も

感じでした。そこで3年間、実務経験をみっちり積むことができました。

税理士資格取得のための本格的な勉強を始めたのは23歳になってからです。やや規模の大きな新しい事務所に勤務して、その2年後には結婚して子どもが生まれたので、生活基盤をしっかりとさせるためにも、いよいよ本気で独立を目指すことにしました。

しかし、時はバブル全盛期、毎日大型案件に追われる中で勉強するのはかなり厳しく、結局、資格取得までには10年ほどかかりました。資格取得の翌年に、

晴れて独立し自分の事務所を構えることができました。

### 法人名は社内公募、投票で決定 早期から事務所の組織化に注力

「自身の事務所を立ち上げるに当たって苦労されたことはありますか、またどのような目標を立てられましたか。」

栗原 独立後は早い段階で自分の顧問先が増えていったので、それほど苦労したという記憶はありません。高校時代から付き合いのあったコーヒー店の店長さんたちが次々と独立をいった時期と重なり、そういった

方々が私に仕事を依頼してきてくれたのです。もとより店舗経営に関してはそういった店長さんの気持ちや手に取るように分かっていたので、早期に結果を出せたのだと思います。また、直前まで勤務していた事務所の顧問先がわざわざ切り替えてくださるケースもあり、勤務していた事務所とも相談の上で引き継がせていただきました。

その後も幸運なことに、若い経営者を中心に建設業や不動産などさまざまな業種の顧問先を月に1件のペースで獲得できました。

比較的恵まれた環境の中で私が考えたのは、「安定した事務所経営を続けるためには組織化が不可欠である」ということです。

税理士業というのは有資格者の一身に帰す職業であり、もしその身に何かあれば顧問先はもとより職員も路頭に迷うことになりやすい。税理士という職業の性質上、宿命であるといってしまうまでもありますが、これは経営

上の大きなリスクと言わざるを得ません。そのため、私は早くから法人化を目指すことにしたのです。「ある日突然、私がいなくなっても仕事が回るような仕組みを整える」。これは目標というより、義務感に近かったように思います。

「当初のお考えは後になって法人化する際、どのように現実しましたか。」

栗原 事務所の法人化、さらには組織化という思いは、何といっても法人名である「CS One」に端的に表れていると思います。それは「Customer Satisfaction One」の略であり、すなわち「顧客満足が第一主義である」という意味です。ちなみに、この名称は事務所内でスタッフからも案を募り投票で決めたものです。後に続く、大事なことはなるべく事務所内の合議を通じて決めていこうという姿勢にもつながる象徴的な出来事として大事にしています。職員たちもきつと愛着を持ってくれていることでしょう。

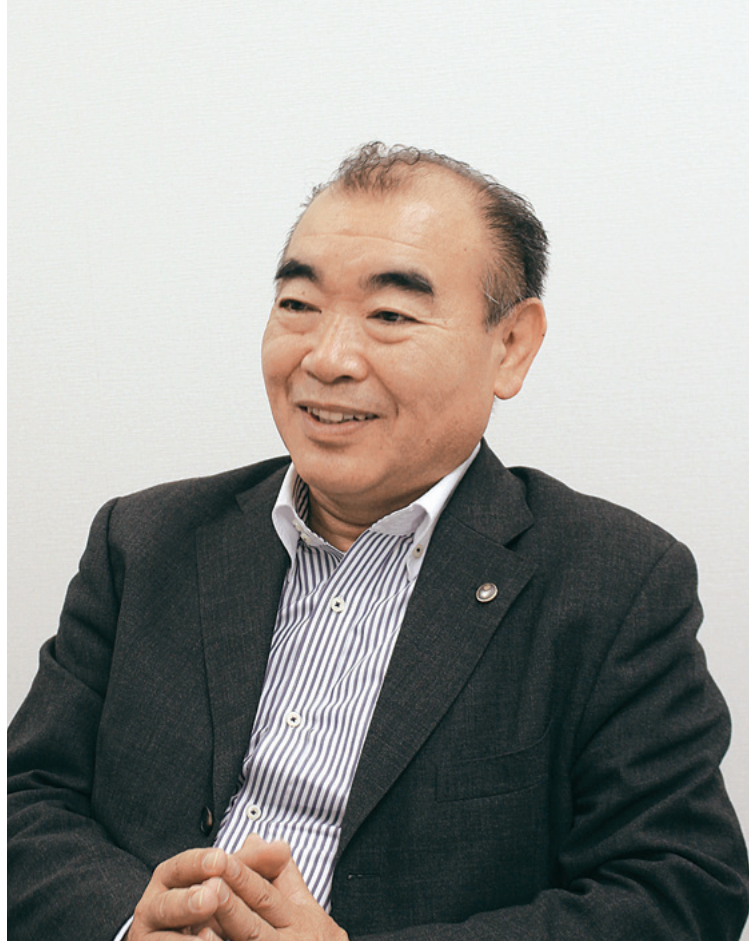
顧客満足を第一にという考えのもと、外部パートナーとの連

携も比較的早期に進めてきました。現在、事務所では社会保険労務士、行政書士業務も行っていきますし、外部パートナーとして弁護士の方にも入ってもらっています。顧問先の皆様が開業から経営支援、社内労務管理や訴訟対応など、さまざまなニーズにワンストップで対応できる体制を整えています。

### 部門制で専門性と付加価値を追求 業種別に新たなサービスも検討

組織化に関連して、現在の事務所運営で特徴となる取り組みについても教えてください。

栗原 ちょうど昨年からは、事務所内を顧問先の業種に応じて①医業関係グループ②飲食・小売・サービスグループ③建設・運送業関係グループ④保険関係グループという4つの部門に分割、再編成しました。それぞれの業種に特化することで業務の効率化を図るとともに、より付加価値の高いサービスを提供するためです。各部門にはそれぞれ幹部のグループリーダーを置き、下で働くスタッフには各業



使命感を持って組織体制の整備を進める栗原 靖治先生

種におけるスペシャリストを指してもらっています。

最近ではさまざまな業種で専門化、複雑化が進むのに伴って求められる知識やサービスも多様化しています。例えば医療関係では消費税に関して自由診療のみが対象となる、建設や運輸業では1日の仕事が終わった後に業務報告書を出すことが求められる、アルバイトが多いサービス業ではマイナンバー制度が始まったことで労務管理や給与計算の手続きを改善する必要が出

ている、といったようにです。こういったことを従来の担当者やバラバラに行うより、部門ごと一括管理したほうがいいのは明白です。

もちろん、新体制ではまだまだ足並みがそろわないところがあります。具体的には部門ごとに顧問先のもとにうかがって課題を持ち帰ってくる人と、それを実際に処理する人との間で十分な情報共有が進んでいません。全体としての運用でみると100点満点中、30〜40点とい

ったところででしょうか。顧問先への説明や新たな関係づくりにももう少し時間がかかるでしょう。

しかし、部門ごとのスキルは確実にアップしています。やがて必ず結果が出ると確信していますし、これまで進めてきた顧客満足度の向上に向けた事務所の組織化を完成させるためにも避けて通ることはできません。

値の高いサービスとしては、各部門の顧問先が自らのビジネスの状況を知るための「通信簿」づくりというのがあります。部門ごとに集計した決算データなどを法人や個人といった形態による条件の違いを加味して独自に関数処理して、経営者の方に一つの目安として使っていただくというものです。業種ごとの平均点数を出したり、図表にして見える化すれば、ご自身の経営がどの程度のところにあるか知っていたら、絶好のツールに

なるでしょうし、経営支援でも新たな提案がしやすくなります。実はこれに似たサービスを以前、限定的に行っていたのですが、担当が代わるなどして継続できなくなっていました。新体制への移行を機に、また顧問先数の増加と業種ごとのニーズが多様化している時代にあって、あらためて始めてみたいと考えています。

——本日はありがとうございます。ますますのご発展をお祈りいたします。

## History & Story 税理士までの歩み

高校時代のアルバイトがきっかけで税理士という職業を知ることになった栗原先生。その道を歩み始めたのは「自分の店を持つために経営を学びたい」という思いがあったからですが、やがてさまざまな業種の開業や経営支援にかかわることができる税理士の仕事に強く魅力を感じるようになったといいます。その後、1994年に税理士資格取得、翌95年、36歳の時に独立し「栗原税理士事務所」を立ち上げました。

安定した事務所経営に向けて顧客満足を第一に掲げる栗原先生は、事務所の組織化を進めるのに加えて「人、ハード、お客様に投資している」と語ります。不況下でも確実にクライアントを増やし続けている実績が評価され、現在は関東信越税理士会(本会)の理事職を務められています。

# 相続税にまつわる受任業務のポイント

平成25年度の税制改正において相続税が大きく変わり、昨年1月1日以後の相続に対する基礎控除が大幅に引き下げられました。今号では、これから増えてくるであろう相続案件の相談への対応において、そのステップや注意すべきポイントを解説します。



武田秀和税理士事務所 所長  
MJS税経システム研究所 客員研究員

武田 秀和 氏

1975年、東京国税局に採用。以後、資料調査課、浅草、四谷など各税務署の資産課税部門に勤務。2008年に退官し、武田秀和税理士事務所を設立。同年にMJS税経システム研究所客員研究員となる。主な著書に『土地評価実務ガイド』(株)税務経理協会、『税理士のための「相続税の کوچک案件」対応マニュアル』(税務研究会出版局)など

## 1. 相続税の傾向

近年、相続税の課税割合の低下が強く言われていたことから、相続税を広くあまねく負担してもらおうということ、2015年1月1日の相続開始

から基礎控除が4割カットとなりました。課税最低限が低下したことから申告件数が大幅に増加することが予想されます。近年は相続税の課税割合が低下していたことは間違いのないのですが、課税件数はこの20年ほどさ

から基礎控除が4割カットとなしたる変化がなく、5万件前後で推移しています。件数が倍増するといっても、今までの課税対象者の件数に変化がなければ、増加するゾーンは基礎控除が4割カットとなった部分(概ね総

件数が増加することはとりまなおさず、相続税を扱うチャンスが増加することです。今まで相続税になじみの薄かった税理士の方にも仕事が回ってくるこ

とが多くあるでしょう。ビジネスチャンスではありませんが、相続税は特有の処理があり不慣れたため誤ることが多く、金額が大きくなるため誤った場合の衝撃も大きくなります。せっかくのチャンスをロスしないために、いくつかのヒントを解説します。

## 2. 申告までの流れ

相続税の申告依頼を受けて、納税の完遂までには越えなければならぬ大きな山があります(図1)。

①最も重要なのは相続人の確定です。これは民法上の問題ですが、相続人を誤ると遺産分割そのものが無効となります

②相続財産を確定します。相続財産は相続開始時に被相続人が所有していた財産一切のことをいいますが、家族名義や無記名財産があります。

④相続人が複数いる場合は相続人全員の合意で相続財産を分配しなければなりません。一般的には遺産分割協議による

図1 相続および相続税の流れ

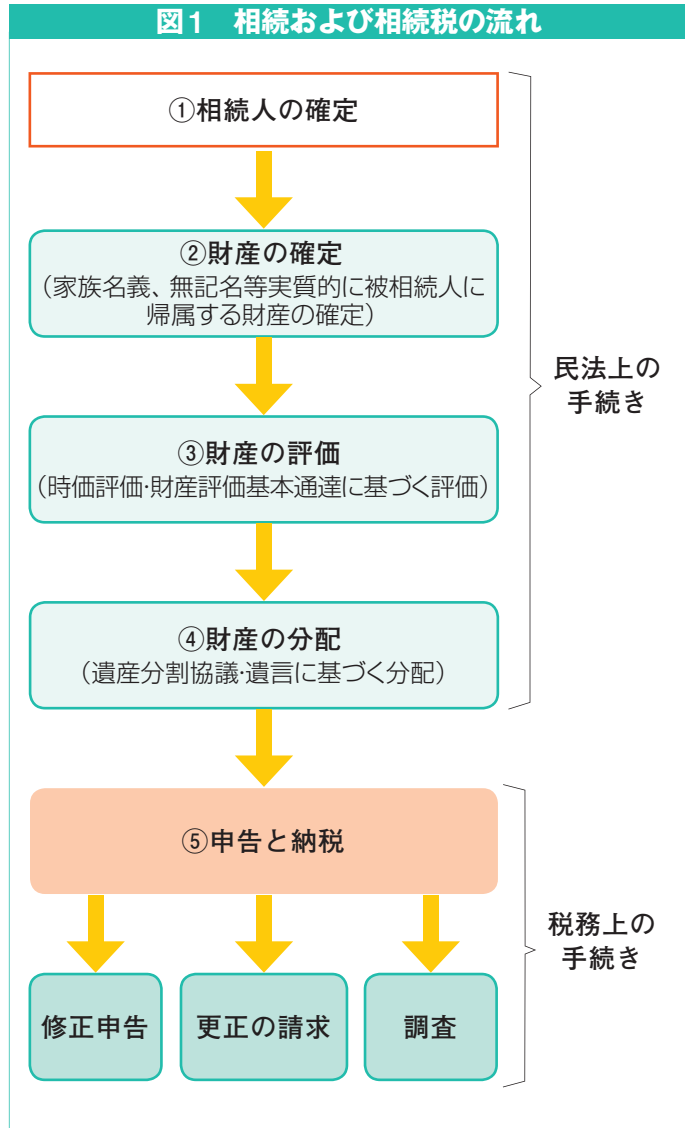


図2 相続財産の例

主な財産区分	財産の例示
土地および土地の上に存する権利	宅地、借地権、転借権、農地、耕作権、山林、原野、雑種地
家屋、構築物等	家屋、家屋の附属設備、庭園設備、借家権、門、塀
果樹等	果樹、立竹木、森林の樹木
一般動産等	家庭用動産、書画骨とう品、車両、船舶、牛馬
無体財産権	営業権、著作権、特許権、鉱業権、漁業権
有価証券等	上場株式、非上場株式、公社債、投資信託、出資金、信託受益権
その他金銭的価値のある財産	預貯金、貸付金債権、未収果実、ゴルフ会員権、生命保険に関する権利

分割を行います。遺言に基づく分配の場合も、遺言書があるが相続人全員で遺産分割協議をするという場合もあります。この分割が決まったところで相続手続きがひと段落というところまであります。①から④までは民法の分野であり、ほぼすべての相続において、この手順で財産が分配されます。ただし、財産価額が相続税の基礎控除額を超える場合は、相続税の申告と納税手続きをしなければなりません。ここから税理士の出番

となりますが、①以降の各段階でも税理士のアドバイスが求められます。相続税課税の有無にかかわらず適切なアドバイスをするためには、民法知識や財産評価知識が必須となります。ただし、相続は偶発的単発的現象ですが、そこには民法をはじめさまざまな法律が絡んでおり、紛争の多い分野でもあります。弁護士等専門分野の職域を侵害することのないよう配慮することは当然です。

### 3. 相続税の受任のポイント

#### (1) 財産情報収集

関与先の社長が亡くなった場合は、家族構成や財産情報はわかることが多いのですが、飛び込みの依頼はゼロから情報収集をしなければなりません。まずは被相続人および相続人等家族の情報を入手します。最初は税金のことより相続についてのアドバイスを求めて相談に来ることも多くあります。財産内容から相続税の対象となりそうな場合は、相続税の概要を説明します(図2)。

相続税の対象となる場合、一度は自宅にうかがって生前の生活環境を確認することをお勧めします。

#### (2) 委任契約

相続税の納税義務者は、財産を取得した者です。相続人が複数いる場合が多くあり、相続税申告書は連署できることから一通の申告書で相続人全員が申告できます。しかし、相続人の一人から依頼を受けたとしても他の相続人も同一税理士に依頼するとは限りません。相続人各人

が個別に申告することも一向にかまいません。法人税等と異なり、相続税は単発の取引です。委任と受任を明確にするため契約書を取り交わします。税務代理権限証書についても同様です。

### 4. 財産評価のポイント

#### (1) 財産評価の重要性

財産評価は相続税独自の手順です。相続税の計算のためには相続開始日現在の相続財産の価額を確定しなければなりません。現金以外の財産一切をわずか数カ月で査定するのは現実的には難しいところです。そこで統一水準で財産の評価ができるように評価通達があり、基本的に相続財産はこの評価通達に基づいて行います。評価通達の知識なくして相続税の申告はできません。

#### (2) 土地評価

重要な財産である土地の評価は最も気を配る部分です。土地はそのあり様が千差万別で、評価が大変難しい形状となつているところも多くあります。

土地評価で配慮する点は、路線価図または評価倍率表で評価対象地域の確認、実測の有無お

よび現地確認です。特に現地の確認は大事で、実際に当たってみるとその土地の部分だけ非常に高低差がある、裏面に路線価が付されている、貸家建付地として評価する予定の土地の上に家屋がない——などの評価額に影響があるさまざまな情報が入り込みます。

土地の面積はその価額に大きく影響します。地積は実際の面積によることになっていきますが、実測をしなければならぬわけではなく一般的には登記面積により評価します。しかし、生前に実測している場合や相続開始後に譲渡等するために実測をしている場合は実測面積により評価します。細伸び<sup>※</sup>が見込まれる地域は実測することも一法です。

土地は路線価に面積を乗じるだけで簡単に評価額を算出できますが、評価通達には奥行き価格補正や広大地補正などのさまざまな補正があり、適切に適用すれば相続税の負担を軽減できるようなついであります。

#### (3) 土地以外の財産の評価

土地以外の財産もすべて評価します。自用家屋は固定資産税

※土地の実測面積が土地登記簿に記載されたものより広いこと

評価額によりますが、貸家であれば固定資産税評価額の70%で評価します。貸家の敷地の評価は貸家建付地となり、家屋の利  
用状況は即土地の評価に影響が  
あります。書画骨とう等があれ

ばその評価をしますが、さまざまジャンル  
の作品を適切に評価するには美術商などの精通者に依頼することになります。また、家財の評価も忘れてはならないところ  
です。家財の額を見積もるには自宅の様子を知らなければなりません。一般的な財産である定期性の預貯金等についても、相続開始日現在の未収利息から源泉税額を控除して評価  
します。このように財産一つひとつを綿密にチェックします。

## 5. 申告書作成のポイント

### (1) 申告する相続人の確認

複数の相続人がいる場合、相続税の申告書は連名で記載することが  
できます。しかし、相続人の中には自分で申告書を作成する人や他の税理士に依頼すること  
もあります。委任を受けた相続人のみ署名押印をします。  
近年は遺言書を残す人が多く

なりました。遺言により相続人以外の受遺者がいる場合、受遺者に対しては相続税の申告と納税が必要となることを伝えます。

### (2) 財産の留意点

○土地等不動産  
相続人の負担を軽減するため、登記事項や公図といった情報の確認は民事法律協会の登記情報提供サービスを活用します。

### ○預貯金等金融資産

預貯金等金融資産は相続開始日現在の残高証明書が必須となりますが、しかし金融資産情報は残高証明書の確認だけでは不十分です。金融資産は被相続人が生存中に積極的に運用していることもあり、使用済普通預金通帳や定期預金解約済通帳等を確認  
します。特に普通預金等からの相続開始直前の出金に注意してください。相続開始日当日に現金として残っていると推測されるものは相続財産です。また、株式売買の頻度が高いようであれば、取引明細を依頼する必要があります。  
○名義財産  
被相続人名義より配偶者や家族名義で多額の金融資産を所有

していることがあります。いわゆる名義財産です。名義にかかわらず実質的に被相続人が所有する財産は相続財産です。名義財産の典型的なものに名義預金や名義株があります。預金を家族名義に変えておけば相続税がかからないだろうという考えで名義変更をするようですが、名義財産は税務調査の重要なターゲット  
です。被相続人の金融資産情報と同時に家族名義の財産についても必ず確認  
します。

○金等現物財産その他  
金や現金等現物で保管できる財産は、相続人にあえて確認しないと提示されません。また、近年は海外財産の申告漏れが多く指摘されています。金現物だから海外財産だからということ  
で申告しない例が多くありますが、課税庁はこれらの情報収集を積極的に行っています。

### (3) 相続税額の2割加算のチェック(次項図3)

相続税独自の税額加算です。配偶者および一親等の血族以外の相続人や受遺者は算出された相続税額の2割を加算した税額を納付  
します。兄弟姉妹や孫養

子などが該当します。この加算は結構失念するところ  
です。算出された税額の2割の加算漏れですので、失念した場合の影響は大きい  
です。申告書作成ソフトは相続人の区分を自動的に判別  
しませんが、十分注意してください。

### (4) 養子の数の制限

民法上、養子は何人いても構いませんが、相続税の計算をする場合、法定相続人としてカウント  
できる養子の数が制限されています。次の点に留意してください。

①法定相続人がいる場合といない場合により異なります。

法定相続人がいる場合

↓1人まで

法定相続人がいない場合

↓2人まで

②複数の養子がいる場合、どの養子がカウントされるかという  
ことではなく、単に人数の問題  
です。

③養子の数の制限は相続税額の計算  
だけでなく、養子としての地位は変わり  
ません。相

続人である養子を除いた遺産分割協議は無効  
となります。

### (5) 小規模宅地等の適用

所有する土地が被相続人の居住用または事業用である場合など一定の要件を満たした場合、小規模宅地等の特例の適用が  
できます。小規模宅地等の特例は、要件に該当する場合積極的に適用  
します。土地等の価額の8割が減額  
となりますので税額に大きな影響  
があります。

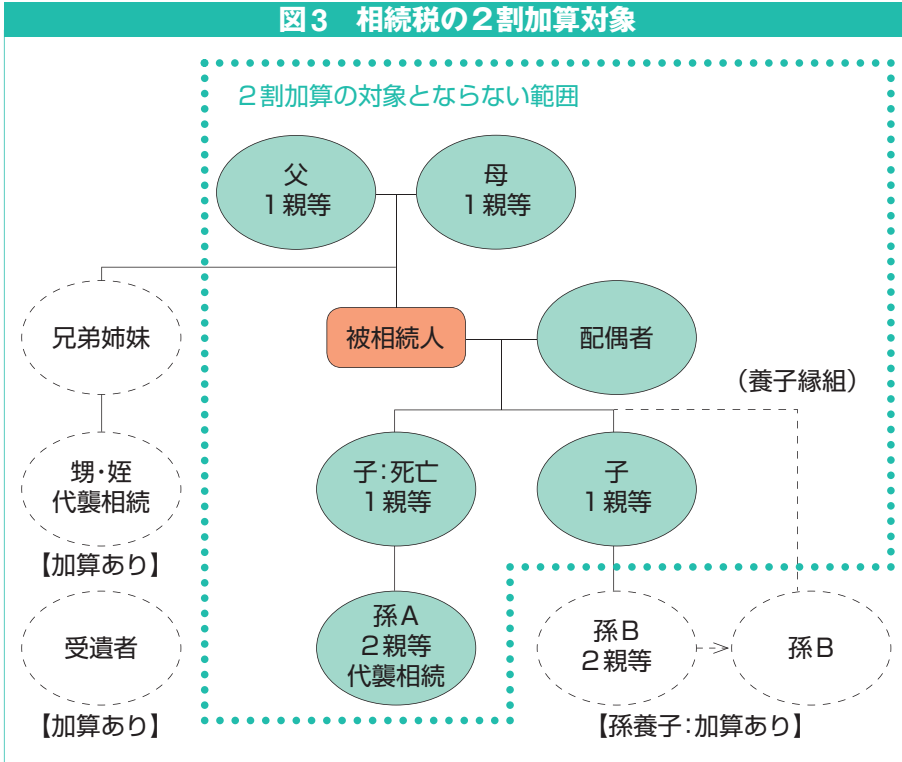
## 6. 申告書完成から納税までのポイント

### (1) 相続財産および債務の最終確認

相続税申告書が完成したら、最終的なチェックを  
確実に  
行います。作成担当者が見直すことは当然  
ですが、必ず複数の目  
で確認  
してください。担当者は自分が作成した申告書は原則として正しい  
という思い込み  
があります。第三者の目で更  
の状態から見直  
します。多くある誤りは次の  
点です。

○誤字脱字といった基本的な誤り  
があります。特に関係者の

図3 相続税の2割加算対象



氏名等の誤りは信頼を損ないます。漢字表記にはさまざまにバリエーションがあります。戸籍謄本どおりの氏名であることをもう一度確認します。

○相続財産の記載漏れもあります。遺産分割協議書および遺言書をもう一度見直し、遺産分割協議書等に記載されていない

る財産の漏れがないかをチェックします。また、宅地は1画地の宅地ごとに評価しますが、遺産分割協議書は一筆の土地ごとに記載されています。この2つを見比べて整合性や申告漏れ等を再確認します。

(2) 納税資金の手当て  
相続税額は高額になることが

多く、申告期限までに資金の手当てをしなければなりません。特に相続財産の大半が土地や非上場株式等の場合は早期に相続税額の概算を提示して、納税資金を工面するようアドバイスします。また、土地や非上場株式のように分割が難しい財産が大半の場合、共同相続人に対する分配財産が不足し、代償分割となる場合があります。この場合も代償金の手当てをしなければなりません。

納税資金のために土地を譲渡する場合があります。譲渡代金を相続税や代償金の支払いに充てて終わりではありません。翌年に譲渡所得に対応する所得税の負担があることを必ず伝えま

(3) 納税の確認

相続税は申告と同時に納付するように伝え、納税したことを確認します。また、代償分割の場合、後日のトラブル防止のために代償金の授受についても確認しておきます。

(4) 申告書の提出

提出した申告書の控えは必ず依頼を受けた相続人分の写しを

作成し、交付します。相続税申告書は相続人全員が連名で作成できるようにする必要がありますが、相続税の納税義務者は各相続人であることに留意してください。

申告書の控えがない場合、後日相続財産を譲渡したときに譲渡所得の計算上取得費として加算される相続税額の計算ができなといった不都合が出る場合があります。相続財産に関する添付書類が多い場合がありますが、少なくとも申告書の写しは渡します。

(5) 未分割の場合

相続税の申告期限までに遺産分割協議が確定しない場合、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例等が適用できません。ただし、申告期限後3年以内に遺産分割協議が成立すれば特例の適用が受けられ、更正の請求ができる場合があります。未分割で申告する場合、相続財産を法定相続分で取得したとして計算しますが、特例等の適用ができないため、申告期限内の納税額の負担が大きくなります。

分割が確定したときに特例の適用を受けるために「申告期限

後3年以内の分割見込書」を当初の申告書に添付して提出します。

7. 最後に

相続税の申告書は依頼者からメールで送られてきた財産情報だけを基に、申告書作成ソフトを駆使させて短時間で完成させることができます。しかし相続税は財産の所有者が被相続人で、その財産を相続して税金を支払うのは相続人であり少々特殊です。被相続人の意向と相続人の意思が必ずしも一致するとは限りません。被相続人やその財産に対する長年の感情が、相続を機会に噴き出すことがよくあります。相続税申告書を完成し納税まで届けるまでには、最初に書いた通り大きな山がいくつもあり、各場面でアドバイスを求められます。単に税金が安くなるから、遺産分割の効率がいいからというだけでなく、相続人一人ひとりの意向を十分に聞き取って相続人の全員が納得できる遺産分割をし、申告と納税までもっていくことが大事です。





関東信越ミロク会計人会

栃木県真岡市 小林 寛

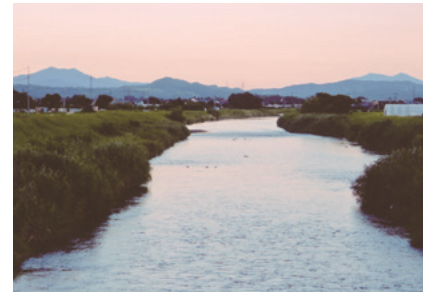
## 「地区内のささやかな絶景！ 3カ所の紹介です」

趣味は主に風景写真の撮影です。そこで真岡支部内の私的ベストビュー（？）のうち厳選3カ所をご紹介します。

真岡鉄道真岡駅の北東2kmに、大前神社があります。何といっても日本一を誇る高さの恵比寿様が特徴的です。平成元年12月に鎮座されまして、消費税法の施行が同年4月ですので、恵比寿様と消費税は同じ年ということになります。この恵比寿様、高さ20mありますので見上げることになり、正面から拝観はできません。ところが、ほぼ正面から拝観（写真）できる



日本一の高さを誇る恵比寿様



どちらが筑波山がお分かりになりますか？

場所を見つけました。それも自動車の窓から。県道61号（真岡―那須烏山線）の五行川にかかる御橋と国道294号の接続点との中間あたりです。車で真岡市街に入っていくと右手に0・5秒ほどですが拝観できます。

関東平野北部の代表的な山は筑波山で、真岡地区では全域から見ることができず。その左手にまた同じような形の山が見えます。どちらが筑波山でしょうか



桜をバックに走る真岡鉄道のSL

（写真）。見慣れているはずの私も迷うことがあります。筑波山の北10kmのところにあるのは加波山です。

真岡鉄道にはSLが走っています。4月の上旬に桜と菜の花が満開になりますと、北真岡駅東側はカメラマンで大変混雑し、SLが通過しますと気が抜けるほどの静けさに戻ります。私は別なところで静かに撮っています（写真タイトルは月並みですが「芳賀富士とSL」）。奥は茂木町の芳賀富士（272m）、鉄橋は益子・北山駅間の小貝川です。

### 表紙の写真



五浦六角堂  
(茨城県北茨城市)

六角堂は明治38年、近代日本美術の発展に大きな功績を残した岡倉天心が自ら設計したもので、杜雨の草堂、仏堂、茶室を兼ね備え、朱塗りの外壁と屋根に宝珠を装った六角形の建物です。東日本大震災がもたらした津波により一時は基部を除き全て流失していましたが、創建当時の姿に再建し、平成24年4月28日から一般公開が再開されました。緑の松林を背後に、前には太平洋の白波が砕け散るその雄大な姿は、訪れる人々に感動をもたらします。

### CHANNELのロゴのコンセプト

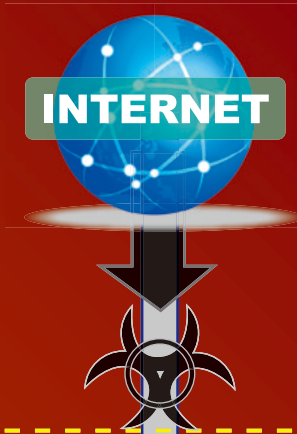
「N」に動きと色をつけることで、ニュース性・情報性・会員同士のネットワークを表現。また、「N」の色のゴールドは、会員先生や顧問先様の輝かしい未来を表現しています。

## 税理士事務所 CHANNEL 421号

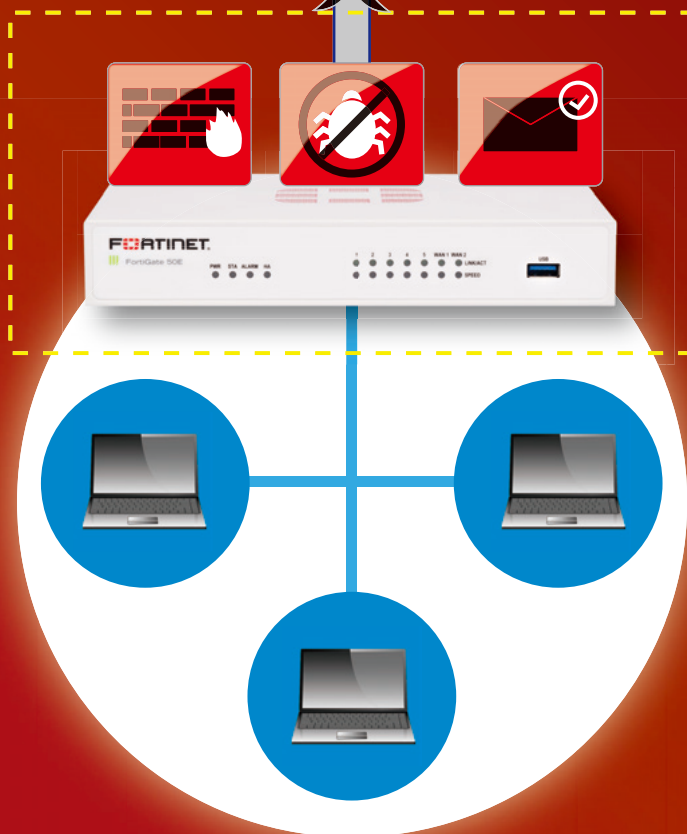
発行 株式会社ミロク情報サービス  
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1  
TEL. 03-5361-6309(経営企画・広報IRグループ)  
発行人 是枝周樹  
編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会  
ミロク会計人会事務局、経営企画・広報IRグループ  
監修 ミロク会計人会連合会広報委員会  
配信制作 東方通信社  
印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

# インターネットの出入口対策 ～FortiGateシリーズ～



ネットワークの門番  
「FortiGate」が  
ウィルスなどの脅威から  
お客様を守ります！



### 【IP ベースの攻撃】

ネットワーク攻撃を防御

### 【ウイルスによる攻撃】

トロイの木馬、ボットネット、  
ランサムウェアを防御

### 【メールを使った攻撃】

スパム・フィッシングを防御

**NVC** NETWORK VALUE COMPONENTS

株式会社ネットワークバリューコンポネンツ

TEL: 03-5714-2050 FAX: 03-5714-2051

<http://www.nvc.co.jp/> Mail: [sales@nvc.co.jp](mailto:sales@nvc.co.jp)

私たちは未来をカタチにします

**FORTINET社認定サービスパートナー**

本書に記載されている会社名、製品名・サービス名は各社の登録商標または商標です。